

釣場に向け航行中の遊漁船が、大きなうねりを回避する際、
急激に減速するなどしたため、遊漁客が転倒して負傷した事例

概要：遊漁船A船は、船長1人が乗り組み、遊漁客6人を乗せて新潟港東区を出港し、新潟県粟島北方沖合の釣場に向けて航行中、平成20年4月20日(日)05時30分ごろ、粟島南東方沖合において、客室内で遊漁客1人(遊漁客A)が転倒し、負傷した。他の遊漁客に負傷者はなく、同船に損傷はなかった。

事故の経過

A船(遊漁船)

11トン 11.94m
乗組員：船長(業務主任者)
遊漁客：6人

03時44分ごろ

新潟港東区を出港し、粟島北方沖合の釣場に向かう

針路は約007°、速力は約16ノット(kn)とし、自動操舵で進行

遊漁客Aを含む遊漁客2人は、船首側の客室で、その他の遊漁客4人は船尾側の客室で休息

周囲が明るくなったので、遊漁客Aは、間もなく釣場に着くと思って立ち上がる

05時30分ごろ

船長が、直前に波高1.5~2.0mの大きなうねりが左舷船首方から来るのを認め、船首が突入するのを避けようと、機関を中立運転とする

急激に減速するとともに、うねりを受けて船首が上下に動揺

船首側の客室で立ち上っていた遊漁客Aが転倒し、負傷

そのまま釣場に向けて航行を続ける

06時00分ごろ

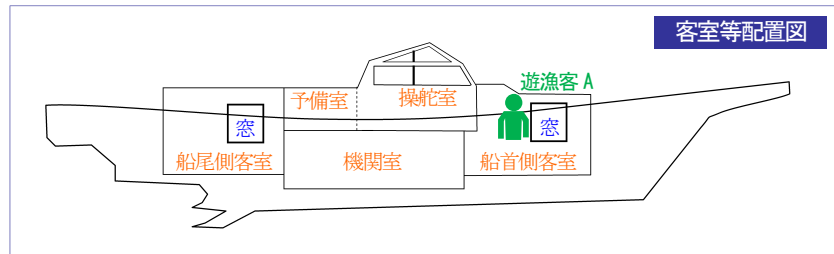
釣場に到着

遊漁客Aは、痛みがひどくなり、他の遊漁客を通じ、船長に負傷した旨を伝え、近くの港に行くよう依頼

新潟港東区に戻ったのち、遊漁客Aは、自ら手配していた救急車により、最寄りの病院に搬送される

遊漁客Aは、全治約3箇月の骨折等を負った

主な要因等



【事故現場付近の気象・海象等】

事故時は日出の約30分後であり、天気は晴れ、風速6~7m/sの北の風が吹き、波高1~1.5m、北北東ないし北東からのうねりで、ときおり波高1.5m以上の波があった

船長は、遊漁客に対して、釣場に到着まで立ち上がらないよう、口頭で指示していなかった

遊漁客の遵守すべき事項を客室内に掲示し、この中で「船内での移動は大変危険ですので船長の指示に従ってください」と記載していた

遊漁客Aは、掲示を見ておらず、航行中に立ち上がると危険な場合もあることを、明確に認識していなかった

船長は、遊漁客の安全に配慮した慎重な操船を考慮しなかった

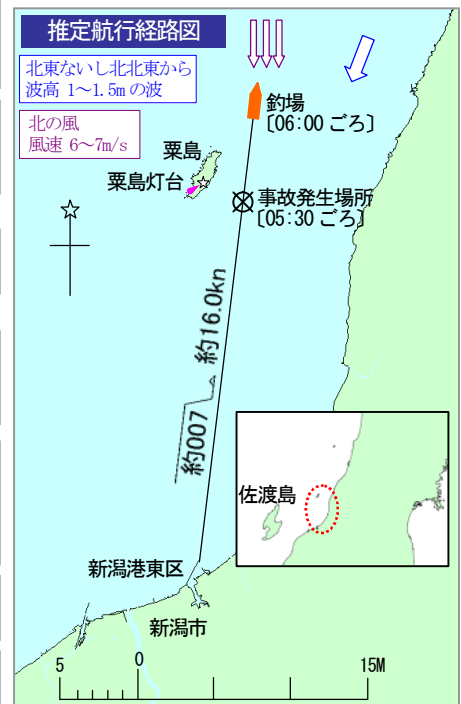
A船には、客室内に手すりなど身体を支えるための設備が設けられていなかった

遊漁客Aは、右足首付近に痛みを感じたが、しばらくすれば治まるだろうと思い、負傷したことを船長に伝えなかった

船長は、救急車などの手配に思いが至らなかった

業務主任者である船長は、遊漁客の負傷の事実を知った際、負傷の程度を自ら確認しなかった

船長は、経験上、釣場に向かう途中で遊漁客が立ち上がったたり、転倒したりしたことはないとの認識があった



再発防止に向けて

- ・船長が気象、海象と船舶の性能、設備を考慮して、早期に、緩やかに減速するなどして適切に操船していれば、回避された可能性があると考えられる。
- ・船長が遊漁客に対して、客室内で立ち上がる時には、動揺などに注意するよう、口頭で指示していれば、回避された可能性があると考えられる。
- ・客室内に、手すりなど身体を支える設備が設けられていれば、回避された可能性があると考えられる。(本事故後、船長は、釣客の安全を考慮し、本船の船首側客室内に手すりを設置した。)

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成21年6月26日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2009-6-4_2008sd0004.pdf